

建設工事等におけるガス管損傷事故について

ガス事業者以外の者が行う建設工事等（建築関係工事、上下水道関係工事等）に伴うガス管を損傷する事故が発生しております。

《原因》

- ① 施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手した。
- ② 目的の配管と誤ってガス管を切断した。
- ③ ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させた。
- ④ ガス臭に気付いたが、そのまま作業を続けガスに着火した。
- ⑤ ガス事業者から事前に確認をしていたが、現場作業員に伝えていなかった。

《対策》

- ・ 工事前には、ガス事業者にガス管の有無と埋設場所の確認を行い、必要に応じ工事の際にガス事業者に立会いを求める。
- ・ ガス事業者から得た情報は、現場の作業員全員に周知し、適切に作業を行う。
- ・ ガス管が埋設されている付近での火気や電動工具の使用は避ける。
また、ガス臭いと感じた時は、それらの使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡する。
- ・ 重機による掘削作業を行う際は、敷地内の埋設ガス管は浅い場所にあることから特に注意する。
- ・ 工事の際、ガス管およびガス管かどうか判断できない埋設管を見つけた時は、ガス事業者に連絡する。

関連ファイル

LPガスをお使いの皆様へ

住宅工事等によるガス事故を防ぐために

お問い合わせ先

- ・岩手県高圧ガス保安協会 久慈支部
- ・久慈地域高圧ガス保安対策協議会

TEL: 0194-53-0470